母子・父子家庭医療の助成内容

一定の要件に該当する方の
保険診療の自己負担額を市が助成します

文書料・予防接種など保険が適用されないもの
入院時食事療養費は助成対象外です

［受給要件］
・母子･父子家庭のうち､児童（18 歳到達年度末まで）を扶養している父母等およびその児童
※所得制限あり（父母等のみ）
・父母のいない児童

ただし、児童を扶養している方で次の場合は対象に含めます。
・配偶者の生死がおおむね１年以上明らかでない者
・配偶者からおおむね１年以上遺棄されている者
・配偶者が精神又は身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っている者
・配偶者がおおむね１年以上拘禁されている者
・配偶者が海外にあるため、１年以上その扶養をうけることができない者

※※※ 注意事項 ※※※

○母子･父子家庭の要件による認定の方は､婚姻（事実上､婚姻関係とみなされるものを含みます｡）された場合は資格喪失となります。
○所得制限は児童扶養手当の受給資格者の所得制限限度額を準用します。

助成の受け方

［母子・父子家庭医療費受給者証］を交付します

病院・薬局など医療機関等へ受診する時は

健康保険証

母子・父子家庭医療費受給者証

をご提示ください

窓口負担は［無料］になります。

ただし、下記のとおり受給者証を使用できない場合は、当課より助成対象額を支給します。
（申請方法:右記[支給申請の方法]をご覧ください。）

・県外での受診
・受給者証交付前など未提示での受診
・コルセットなど治療用装具の作製

受給者証の更新

有効期限が切れる前に
更新の手続きをしてください

有効期限：毎年１０月末
※当課から更新案内通知を送付します。

支給申請の方法（県外受診など）

県外受診など受給者証を使用できない場合は
助成対象額を支給します

申請場所
北名古屋市役所　国保医療課（西・東庁舎）
月～金曜日（祝日・閉庁日を除く）8:30～17:15

持ちもの
・領収証（原本 医療点数が記載されているもの）
・健康保険証　・母子・父子家庭医療費受給者証
・通帳（振込先のわかるもの）

※※※ 注意事項 ※※※

治療用装具を作製された方へ
北名古屋市国保加入者 「医師の証明書」をお持ちください。
北名古屋市国保加入者以外 ご加入の健康保険に申請していただき、「医師の証明書」「支給決定通知等入金額が分かるもの」をお持ちください。差額自己負担額を支給します。
高額療養費に該当する方へ（北名古屋市国保加入者以外） 「支給決定通知等入金額が分かるもの」をお持ちください。差額自己負担額を支給します。
高額療養費のお問い合わせはご加入の健康保険へ
保険証を提示できず１０割（全額）支払われた方へ（北名古屋市国保加入者以外） ご加入の健康保険に申請していただき､｢支給決定通知等入金額が分かるもの｣をお持ちください｡差額自己負担額を支給します。
支払額について 保険診療点数をもとに計算しますので、自己負担額（領収書の金額）と数円の誤差が生じる場合があります。
時効について 申請書の提出期限は、医療費を支払った日の翌日から５年間です。
ご来庁が困難な方へ 郵送での申請も可能です。詳しくは北名古屋市ホームページをご覧いただくか、当課までお問い合わせください。

こんな時は届出・申請を

社会保険に加入されている方へ（協会けんぽを除く）

受給者証を取得した時、健康保険証を変更した時は、ご加入の健康保険担当者へ［母子・父子家庭医療］を受給していることをお伝えください。高額療養費支給事務において、医療費助成の受給資格の有無が必要になります。届出･お問い合わせはご加入の健康保険へ。

市内でお引越しをされる方へ

受給者証の住所変更をいたしますので、届出をしてください。（持ちもの：健康保険証・［母］受給者証）

市外へお引越しをされる方へ

受給者証を回収いたしますので､届出をしてください。（持ちもの：健康保険証・［母］受給者証）

資格喪失後に受給者証を使用された場合は、当該医療費を市に返還していただきますので、当課までご連絡ください。

転職される方へ

健康保険証に変更があった場合は届出をしてください。（持ちもの：健康保険証・［母］受給者証）

ご加入の健康保険から高額療養費（付加給付金）が支給された方へ

受給者証を使用された医療費に対し、ご加入の健康保険から高額療養費等が支給された場合は、医療費を市に返還していただきますので、当課までご連絡ください。

～・～ ご協力ください ～・～

健康保険証や受給者証が変わった場合

医療機関等（病院、薬局など）の窓口にて、その旨を伝えてください。

医療機関等からの誤請求を減らすことができます。

高額な医療を受ける場合

「限度額適用認定証※」を医療機関等の窓口に提示してください。

健康保険から被保険者へ支給される高額療養費を、市に返還していただく手続きを省くことができます。

※ご加入の健康保険へ「限度額適用認定証」の交付申請が必要です。医療機関で精算される前に交付を受けてください。

ジェネリック医薬品の利用

医療機関等で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の２種類があります。医薬品の開発には長い時間と多くの費用がかかることから、新薬は一定期間特許に守られ販売されます。

これに対し、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れたあとに、同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は確認され、一般的に価格が安くなっており、医療費を節約することができます。

ただし、使用している薬や症状によっては、まだ新薬しか発売されていない場合があります。

詳しくは医師や薬剤師にご相談ください。

母

R5.12

受給者証の交付を受けた方へ

医療費助成制度のご案内

［母子・父子家庭医療］

北名古屋市

市民健康部 国保医療課

所在地［西庁舎］

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地

所在地［東庁舎］

〒481-8501 北名古屋市熊之庄御榊 60 番地

電話番号

（0568）22－1111（代）

ファクシミリ

（0568）24-0003

電子メール

kokuho@city.kitanagoya.lg.jp